

相模原市指導監査基準 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設編

令和7年度版

関係法令名等	略称	制定	最終改正
学校教育法(昭和22年 法律第26号)	なし	昭和22年3月31日	令和7年4月25日
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)	なし	昭和33年4月10日	平成27年6月24日
家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(令和6年4月8日 こ支家第234号)	家庭支援専門相談員等の配置通知	令和6年4月8日	
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年 相模原市条例第11号)	児童福祉法に基づく運営基準条例	平成31年3月18日	令和7年3月26日
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱	平成30年4月1日	令和5年4月1日
相模原市暴力団排除条例(平成23年 相模原市条例第31号)	暴力団排除条例	平成23年12月26日	平成24年10月29日
児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日 児企第16号)	衛生管理改善充実及び食中毒発生予防通知	平成9年6月30日	-
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	なし	平成12年5月24日	令和7年4月25日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十二條の二の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者及びこども家庭庁長官が指定する講習会(平成23年9月1日 厚生労働省告示第311号)	なし	平成23年9月1日	令和5年3月31日
児童福祉施設等における衛生管理等について(平成16年1月20日 雇児発第0120001号 障発0120005号)	なし	平成16年1月20日	-
児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成13年6月15日 雇児総発第402号)	児童の安全確保通知	平成13年6月15日	-
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	平成28年9月9日	-
児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日 児発第418号)	事故防止通知	昭和46年7月31日	-
児童福祉施設における施設内虐待の防止について(平成18年10月6日 雇児総発第1006001号)	施設内虐待防止通知	平成18年10月6日	-
児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年3月31日 子母発0331第1号)	食事計画通知	令和2年3月31日	
児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年3月31日 子発0331第1号 障発0331第8号)		令和2年3月31日	
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	なし	昭和22年12月12日	令和7年4月25日
児童福祉法施行規則(昭和23年 厚生省令第11号)	なし	昭和23年3月31日	令和7年3月31日

関係法令名等	略称	制定	最終改正
児童養護施設等における入所者の自立支援計画について(平成17年8月10日 雇児福発第0810001号)	入所者の自立支援計画通知	平成17年8月10日	-
社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について(令和7年3月31日 こ支家第154号)	第三者評価及び自己評価の実施通知	令和7年3月31日	
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号)	感染症等発生報告通知	平成17年2月22日	令和5年4月28日
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知	平成28年9月1日	-
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	なし	平成28年9月15日	-
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援施第65号) 別紙：大規模食中毒対策等について(平成9年3月24日 衛食第85号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月31日	大量調理施設衛生管理マニュアル 平成29年6月16日
社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について(平成8年6月18日 社援施第97号)	食中毒事故発生防止徹底通知	平成8年6月18日	-
社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	なし	昭和26年3月29日	令和6年6月12日
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし	昭和23年7月24日	令和5年6月16日
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号	平成16年5月31日	令和2年12月25日
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし	昭和36年4月1日	令和7年5月30日
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし	昭和36年3月25日	令和7年3月26日
労働基準法(昭和22年4月7日 法律第49号)	なし	昭和22年4月7日	令和6年5月31日
労働安全衛生法(昭和47年6月8日 法律第57号)	なし	昭和47年6月8日	令和7年5月14日
労働安全衛生規則(昭和47年9月30日 労働省令第32号)	なし	昭和47年9月30日	令和7年4月15日
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年10月1日 厚生労働省告示第326号)	パートタイム・有期雇用労働指針	平成19年10月1日	
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(平成31年1月30日 基発0130第1号 職発0130第6号 雇均発0130第1号 開発0130第1号)	パートタイム・有期雇用労働法施行通知	平成31年1月30日	令和5年10月12日
児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和5年1月31日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 事務連絡)	なし	令和5年1月31日	
児童福祉施設等における衛生管理の強化について(昭和39年8月1日 児発第669号 厚生省児童家庭局長通知)		昭和39年8月1日	

関係法令名等	略称	制定	最終改正
児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年3月21日 こ成事第175号 こ支総第50号)	児童福祉行政指導監査実施通知	令和7年3月21日	-
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日 雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号)	指導監督徹底通知	平成13年7月23日	平成30年3月30日
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(令和3年11月12日 子総発1112第1号 社援基発1112第2号 障障発1112第1号 老総発1112第1号)	運用上の留意事項(課長通知)	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号)(局長通知)	弾力運用局長通知	平成16年3月12日	令和7年3月31日
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日 雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号)(課長通知)	弾力運用課長通知	平成16年3月12日	令和7年3月31日
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日 雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号)	指導監査要綱	平成29年4月27日	令和4年3月14日
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発514号 児発第575号)	苦情解決指針通知	平成12年6月7日	平成29年3月7日
福祉サービス第三者評価事業に関する指針について(平成16年5月7日 雇児発第0507001号 社援発第0507001号 老発第0507001号)	第三者評価事業指針通知	平成16年5月7日	平成30年3月26日
措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について(平成12年2月17日 社援施第9号)	9号通知	平成12年2月17日	平成17年1月28日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日 厚生省令第63号)	児童福祉施設基準省令	昭和23年12月29日	令和6年11月29日

- ・B ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・C ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について
 児童福祉法に基づく運営基準条例第23条の規定により児童福祉施設基準省令の例によるとされているものについては、「児童福祉施設基準省令の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設編
～ 管 理 運 営 ～

令和7年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
----	------	------	-------	----	----

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 職員配置等 (1)職員数	1 職員の配置基準の遵守状況	1－1 乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)10人以上を入所させる乳児院には、次に掲げる職員を置いていること。 (1)小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2)看護師 (3)個別対応職員 (4)家庭支援専門相談員 (5)栄養士又は管理栄養士 (6)調理員(調理業務の全部を委託する施設は配置しないことができる。) (7)心理療法担当職員(心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合) (8)保育士(乳幼児20人以下を入所させる施設の場合。(2)における保育士を除く。) ※ 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)としていること。 ※ 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ)をもってこれに代えることができる。 ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置いていること。 1－2 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、次に掲げる職員を置いていること。 (1)嘱託医又はこれに代わるべき者 (2)看護師又はこれに代わるべき者 (3)家庭支援専門相談員又はこれに代わるべき者 (4)調理員又はこれに代わるべき者 ※ 看護師の数は、7人以上としていること。ただし、1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。	児童福祉施設基準省令第21条第1項・第3項・第5項～第7項、第22条、第27条第1項・第2項・第4項～第6項、第30条第2項、第33条第1項、第42条第1項・第3項・第5項～第7項、第46条 家庭支援専門相談員等の配置通知	・必要な職員を適正に配置していない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 資格要件	2 職員の資格要件	2 児童養護施設には、次に掲げる職員を置いていること。 (1) 児童指導員 (2) 保育士 (3) 嘱託医 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士又は管理栄養士(児童40人以下を入所させる施設は置かないことができる。) (7) 調理員(調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる。) (8) 看護師(乳児が入所している施設の場合) (9) 心理療法担当職員(心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) (10) 職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合) ※ 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上としていること。ただし、児童45人以下を入所させる施設は、更に1人以上を加えるものとする。 ※ 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。 ※ 児童と起居を共にする職員として、児童指導員又は保育士を少なくとも1人配置していること。 3 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置いていること。 (1) 母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)又はこれに代わるべき者 (2) 嘱託医又はこれに代わるべき者 (3) 少年を指導する職員又はこれに代わるべき者 (4) 調理員又はこれに代わるべき者 (5) 心理療法担当職員(心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合) (6) 個別対応職員(配偶者からの暴力を受けたこと等により、個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合) (7) 保育士(保育所に準ずる設備を設ける施設の場合) ※ 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる施設は2人以上、母子20世帯以上を入所させる施設は3人以上としていること。 ※ 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる施設は2人以上としていること。 ※ 保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、1人を下ることはできない。 施設に入所している者の保護に従事する職員は、児童福祉施設基準省令第7条に規定する一般的要件を備えた者であること。 (児童福祉施設基準省令第7条) 施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	児童福祉施設基準省令第7条	・ 施設に入所している者の保護に従事する職員が、一般的要件を備えていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
※乳児院・ 児童養護 施設	3 心理療法担当職員 の状況	心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。	児童福祉施設基準省 令第21条第4項、第27 条第3項、第42条4項 家庭支援専門相談員 等の配置通知 学校教育法	・心理療法担当職員が適 格者でない。	C
	4 家庭支援専門相談 員の状況	家庭支援専門相談員は、次のいずれかに該当する者であること。 (1)社会福祉士の資格を有する者 (2)精神保健福祉士の資格を有する者 (3)乳児院の場合は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者 (4)児童養護施設の場合は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者 (5)児童福祉法第13条第3項各号(下記ア～ク)のいずれかに該当する者 ア 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 イ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって内閣府令(児童福祉法施行規則第5条の3)で定める施設において1年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。キにおいて同じ。)に従事したもの ウ 医師 エ 社会福祉士 オ 精神保健福祉士 カ 公認心理師 キ 社会福祉主事として、2年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの ク ア～キに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令(児童福祉法施行規則第6条)で定めるもの	児童福祉施設基準省 令第21条第2項、第42 条第2項 児童福祉法第13条第3 項 児童福祉法施行規則 第5条の3、第6条 学校教育法 家庭支援専門相談員 等の配置通知	・家庭支援専門相談員が 適格者でない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
※児童養護施設	5 児童指導員の状況	児童指導員は、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 精神保健福祉士の資格を有する者 (4) 大学(短期大学を除く。(5)において同じ)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの (9) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	児童福祉施設基準省令第43条、第28条第1号 学校教育法	・児童指導員が適格者でない。	C
※母子生活支援施設	6 母子支援員の状況	母子支援員は、次のいずれかに該当する者であること。 (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) (2) 保育士の資格を有する者(国家戦略特別区域限定保育士を含む。) (3) 社会福祉士の資格を有する者 (4) 精神保健福祉士の資格を有する者 (5) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事した者	児童福祉施設基準省令第28条 学校教育法	・母子支援員が適格者でない。	C
(3)職員の専従	7 職員専従状況	施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者であること。他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の職員に兼ねることができる。	児童福祉施設基準省令第8条 児童福祉行政指導監査実施通知	・職員が、専ら当該施設の職務に従事していない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 施設長	8 施設長の配置状況	施設長は、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う当該施設(乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設)の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、当該施設を適切に運営する能力を有するものであること。 (1)医師であって、次の分野に関して学識経験を有する者 ア 乳児院の場合 小児保健 イ 児童養護施設の場合 精神保健又は小児保健 ウ 母子生活支援施設の場合 精神保健又は小児保健 (2)社会福祉士の資格を有する者 (3)当該施設と同じ種別の施設の職員として3年以上勤務した者 (4)市長が(1)から(3)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次のアからウに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務に関する事務を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。) ※ 相談援助業務 児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び児童相談所等、内閣府令で定める施設において児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。 ※ 令和4年4月1日に現に乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設の長(以下この項目において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、改正後の児童福祉施設基準省令に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。	児童福祉施設基準省令第22条の2第1項、第27条の2第1項、第42条の2第1項、附則(厚生労働省令第86号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十二条の二等の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者及びこども家庭庁長官が指定する講習会	- 施設長の配置がない。 - 施設長が適格者でない。	C C
2 施設及び設備の基準	9 構造設備の状況	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていること。	児童福祉施設基準省令第5条第5項	- 保健衛生又は危害防止を考慮していない。 - 考慮が不十分である。	C B
	10 施設の設備基準の適合状況	施設の設備基準を満たしていること。 1-1 乳幼児10人以上を入所させる乳児院 (1)寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けていること。 (2)寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47㎡以上であること。 (3)観察室の面積は、乳児1人につき1.65㎡以上であること。 1-2 乳幼児10人未満を入所させる乳児院 (1)乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けていること。 (2)乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91㎡以上とし、乳幼児1人につき2.47㎡以上であること。	児童福祉施設基準省令第5条第4項、第19条、第20条、第26条、第32条、第41条 児童福祉法に基づく運営基準条例第23条(準用第17条、第19条第2項)	施設の設備基準を満たしていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		2 児童養護施設 (1)児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けていること。 (2)児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95㎡以上であること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3㎡以上とする。 (3)入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしていること。 (4)便所は、男子用と女子用とを別にしていること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。 (5)児童30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けていること。 (6)入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けていること。 3 母子生活支援施設 (1)母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けていること。 (2)母子室には調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上であること。 (3)母子室の面積は、30㎡以上であること。 (4)乳幼児30人未満を入所させる施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる施設には医務室及び静養室を設けていること。 (5)乳幼児を入所させる施設で、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる次の設備を設けていること。 ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、調乳室、沐浴室及び便所を設けること。 イ 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ウ ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 エ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 オ 満2歳以上の幼児を入所させる施設には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（屋外遊戯場を設けることが困難な場合において市長が特に認める当該施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。カにおいて同じ。）、調理室及び便所を設けること。 カ 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 キ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ク 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合には、児童福祉施設基準省令第32条第8号を遵守していること。 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	児童福祉施設基準省令第8条		

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 諸規程	11 設備変更時の届出状況	設備等を変更しようとするときは、あらかじめ変更届を市長に提出していること。	児童福祉法施行規則第37条第6項	・変更届が提出されていない。	B
	12 規程の整備状況	次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けていること。 (1)入所する者の援助に関する事項 (2)その他施設の管理についての重要事項	児童福祉施設基準省令第13条第1項	・必要な事項を定めた内部規程を整備していない。	C
4 秘密保持	13 秘密保持に関する措置状況	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていること。	児童福祉施設基準省令第14条の2	・必要な措置を講じていない。 ・措置が不十分である。	C B
5 苦情への対応	14 苦情受付窓口の設置など苦情解決対応状況	入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を次のとおり講じていること。また、必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させていること。 (1)苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とすること。 (2)利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 (3)苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること(第三者委員は複数選任することが望ましい。)。 (4)施設内への掲示、パンフレットの配布等により利用者に、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知すること。 (5)苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録すること。 (6)苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告すること。 (7)個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、苦情解決の結果を公表すること。	社会福祉法第82条 児童福祉施設基準省令第14条の3第1項・第2項 苦情解決指針通知	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	C B・C
6 地域との連携	15 地域社会との交流及び連携状況	地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていること。	児童福祉施設基準省令第5条第2項	・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B
7 防犯対策	16 防犯についての配慮状況	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 非常災害対策 (1)非常災害用設備等	17 非常災害設備設置及び点検実施状況	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防署長に報告していること。	児童福祉施設基準省令第6条第1項 消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 消防庁告示第9号	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。	C B B
		児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。	児童福祉施設基準省令第6条第1項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・非常災害対策計画を作成していない。 ・地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B B
	18 非常災害計画の地域の実情に応じた策定状況	[非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・児童福祉施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制			
(3)災害発生時の対応体制及び避難への備え	19 非常災害計画の内容等の職員間の共有状況	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法等を職員に周知していない。	B
	20 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保状況	非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力体制の整備を図り、課題や対応策等について共有していること。	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・地域の関係機関等との連携体制を整備していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
(4) 避難及び消火に対する訓練	21 避難及び消火訓練の実施状況	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行っていること。避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した訓練を実施すること。 特定防火対象物の防火管理者は消防法施行規則第3条第10項に定める年2回以上の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を所轄消防署に通報していること。	児童福祉施設基準省令第6条第2項 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第11項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練実施要綱	・訓練を全く実施していない。 ・訓練が未実施の月がある、地域の実情を鑑みた災害を想定していない等、訓練内容が不十分である。 ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。	C B B	
	9 衛生管理等	22 医薬品等の管理状況	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行っていること。	児童福祉施設基準省令第10条第5項	・必要な医薬品その他の医療品を備えていない。 ・管理を適正に行っていない。	B B
	10 職員処遇	23 手当等の支払い状況	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され適切に支払われていること。	児童福祉行政指導監査実施通知 別紙1の2(2)第2-2(1) 労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等手当を支給していない。 ・各種手当が規定されていない。	B B
24 労働基準法第36条の届出		時間外又は休日に労働をさせる場合は、労働基準法第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出していること。	児童福祉行政指導監査実施通知 別紙1の2(2)第2-2(2) 労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B	
25 労働基準法第24条の協定締結		賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労働基準法第24条の労使の協定を締結していること。	児童福祉行政指導監査実施通知 別紙1の2(2)第2-2(2) 労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。 ・協定内容と差異がある。	B B	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	26 健康診断の実施	事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。 ※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。 1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。) 2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者	児童福祉行政指導監査実施通知 別紙1の2(1)第2-2(1)イ 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 パートタイム・有期雇用労働指針 パートタイム・有期雇用労働法施行通知 第3-11-(4)ート	・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。	B B
	27 データベース活用	保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、児童福祉法第18条の20の4第1項のデータベースを活用していること。	児童福祉法第18条の20の4第3項	・保育士雇用等の際にデータベースを活用していない(令和6年度はB)	C
	28 職員の確保・定着化	職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいること。 ア 職員の計画的な採用に努めていること。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めていること。	児童福祉行政指導監査実施通知別紙1の2(1)第2-2(4)、別紙1の2(2)第2-2(3)	・職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいない。	B
11 施設に備える帳簿	29 職員の帳簿の整備	職員に関する帳簿を整備していること。	児童福祉施設基準省令第14条	・帳簿を整備していない(軽微な場合はB)。	B・C
12 その他	30 その他	管理運営に関し、不適切な事項がないこと。		・管理運営に関し不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C

相模原市指導監査基準
乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設編
～ 利 用 者 処 遇 ～

令和7年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 一般原則	1 入所している者の人権配慮及び人格を尊重した運営状況	入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っていること。	児童福祉施設基準省令第5条第1項	・入所している者の人権に配慮していない。 ・入所している者一人一人の人格を尊重していない。	C C
2 基本方針	2 養育、養護又は生活支援の状況	施設の目的に則した適切な養育、養護又は生活支援を行っていること。 1 乳児院 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものであること。 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。 2 児童養護施設 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行っていること。 3 母子生活支援施設 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行っていること。	児童福祉施設基準省令第23条第1項・第2項、第29条、第44条	・目的に則した適切な養育、養護又は生活支援を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 自立支援計画	3 自立支援計画の策定状況	1 乳児院 乳児院の長は、養育の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定していること。 2 児童養護施設 児童養護施設の長は、養護の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定していること。 3 母子生活支援施設 母子生活支援施設の長は、生活支援の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定していること。 留意事項 ・乳児院及び児童養護施設 子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定していること。 ・母子生活支援施設 母子家庭の自立支援の観点に立った支援の充実や、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、子どもの通学する学校や児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定していること。 また、入所時に福祉事務所、母子自立支援員等と協議の上、母子自身の意見・意向を踏まえて策定していること。	児童福祉施設基準省令第24条の2、第29条の2、第45条の2 入所者の自立支援計画通知	・自立支援計画を策定していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 関係機関との連携	4 自立支援計画の再評価	自立支援計画を適切に再評価していること。 1 乳児院及び児童養護施設 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要であること。 再評価に際しては、子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意すること。また、子どものいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。 2 母子生活支援施設 自立支援計画の策定後は、定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上、再評価を行っていること。 再評価に関しては、母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関し、さらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。	児童福祉施設基準省令第24条の2、第29条の2、第45条の2 入所者の自立支援計画通知	・自立支援計画を必要に応じて再評価していない(軽微な場合はB)。	B・C
	5 関係機関との連携状況	関係機関と密接に連携して、処遇に当たっていること。 1 乳児院 児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっていること。 2 児童養護施設 児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たっていること。 3 母子生活支援施設 福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たっていること。	児童福祉施設基準省令第25条、第31条、第47条	・関係機関と密接に連携し、適切な処遇を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 家庭環境の調整 ※乳児院・児童養護施設	6 乳児院及び児童養護施設における家庭環境の調整状況	家庭環境の調整は、乳幼児又は児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行っていること。	児童福祉施設基準省令第23条第3項、第45条第4項	・家庭環境の調整を適切に行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
6 乳児の観察 ※乳児院	7 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)における乳児の心身の状況観察	乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察していること。	児童福祉施設基準省令第24条	・適当な期間観察していない（軽微な場合はB）。	B・C
7 生活指導等 ※児童養護施設	8 児童養護施設における生活指導の状況	児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行っていること。	児童福祉施設基準省令第45条第1項	・生活指導を適切に行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	9 児童養護施設における学習指導の状況	児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行っていること。	児童福祉施設基準省令第45条第2項	・学習指導を適切に行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	10 児童養護施設における職業指導の状況	児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行っていること。	児童福祉施設基準省令第45条第3項	・職業指導を適切に行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
8 入浴・清拭	11 入浴及び清拭の状況	入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭していること。	児童福祉施設基準省令第10条第4項	・入浴及び清拭していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 適切な食事の提供	12 食事の提供状況	適切な食事の提供を実施するために、「食事摂取基準」を活用した食事計画を立案し、計画的な食事の提供を実施するとともに必要に応じて食事計画の評価、見直しを行い、施設や子どもの特性に応じた「食育」の実践に努めていること。 1 入所している者に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法(児童福祉施設基準省令第8条の規定により、当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行っていること。 2 献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。 3 食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないこと。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていること。 ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。 5 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていること。	児童福祉施設基準省令第8条、第11条 食事計画通知 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	・入所している者に適切に食事を提供していない(軽微な場合はB)。	B・C
10 保健衛生	13 感染症の予防措置状況	1 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めていること。 なお、社会福祉施設については、同一メニューを1回300食以上又は1日750以上を提供する調理施設以外の施設においても可能な限り大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理に努めていること。 【主な留意点】 (1) 年間を通じた予防対策の強化 (2) 保健所等との連絡の強化による発生状況等の把握 (3) 給食施設、設備の衛生管理 (4) 食品取扱の衛生管理 (5) 施設職員特に給食関係従事者の健康管理 (6) 入所者の健康管理 (7) 職員に対する研修の実施(年1回以上)	児童福祉施設基準省令第10条第1項、第2項 児童福祉施設等における衛生管理等について 食中毒事故発生防止徹底通知 衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル 衛生管理改善充実及び食中毒発生予防通知 感染症等発生報告通知 児童福祉施設等における衛生管理の強化について	・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。 ・職員に対し、感染症予防等の研修や訓練を定期的実施するよう努めていない。 ・まん延防止のための対策が十分でないために感染症又は食中毒が発生、まん延した事例がある。	B・C B C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	14 感染症等への対応状況	感染症等の発生時は次のとおり速やかに対応していること。 1 施設長に報告する体制を整備し、施設長は、必要な指示を行うこと。 2 医師及び看護職員が、施設内で速やかな対応を行い、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じること。 3 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。 4 施設長は、次の(1)、(2)又は(3)の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。 (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 5 4の報告を行った場合、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。	感染症等発生報告通知	・感染症等の発生時に適切な対応を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
	15 給食関係者等の検便の実施状況	調理・調乳に従事する職員について、雇入れの際又は当該業務への配置換えの際、検便による健康診断を行っていること。並びに月1回以上の検便を実施していること。なお、検便結果には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めていること。	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル 児童福祉施設等における衛生管理等について労働安全衛生規則第47条	・検査を実施していない(軽微な場合はB)。 ・検査結果を確認していない(軽微な場合はB)。 ・検査結果を確認していない者や陽性と判定された者が業務に従事している。 ・検査を月1回以上実施していない(軽微な場合はB)。 ・新しく従事する際に検査結果を確認せずに従事している。	B・C B・C C B・C C

項目	監査事項	監査内容		関係法令等	評価	判定
11 事故の防止	16 健康診断の実施状況	1 施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていること。 2 施設の長は、1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握していること。		児童福祉施設基準省令第12条 学校保健安全法	・入所した者の健康診断を実施していない（軽微な場合はB）。 ・記録に一部不備がある。	B・C B
	児童相談所等における児童の入所前の健康診断		入所した児童に対する入所時の健康診断			
	児童が通学する学校における健康診断		定期の健康診断又は臨時の健康診断			
	17 事故防止措置状況	事故防止について、必要な措置を講じていること。 1 入所者の習癖、性向などについて、常にその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をしていること。 2 施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図っていること。		事故防止通知	・入所者の個人差に即した指導をしていない（軽微な場合はB）。 ・研修、訓練等で、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図っていない（軽微な場合はB）。 ・措置が十分でないために事故が発生した事例がある（軽微な場合はB）。	B・C B・C B・C
	18 事故発生時の対応状況	事故が発生した場合、適切に対応していること。 事故やけがが発生した場合には、速やかに医療機関等の受診、保護者等への連絡も迅速に行っていること。		事故防止通知	・速やかに適切な対応を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 安全確保	19 安全計画の策定等	1 児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていること。 2 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施していること。 3 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	児童福祉施設基準省令第6条の3 児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について	・安全計画を策定していない。 ・安全計画を職員周知していない。 ・研修や訓練を実施していない。（軽微な場合はB) ・定期的に安全計画の見直しを行っておらず、必要に応じて変更を行っていない（軽微な場合はB)	C B B・C B・C
	20 自動車を運行する場合の所在の確認	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。	児童福祉施設基準省令第6条の4	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していない（軽微な場合はB）。	B・C
	21 安全確保のための体制整備状況	入所児童の日常の安全管理及び緊急時の安全確保のために地域のボランティア、保護者、警察等の関係団体等の協力を得て、必要な対応ができる体制等を整えていること。 また、必要な対応ができる体制等について、次の点を考慮していること。 1 日常の安全管理 ・職員の共通理解、施設内の体制について ・不審者情報に係る地域や関係機関等との連携について ・施設生活や外出中における安全確保の体制について ・登下校時における安全管理の体制について ・安全に配慮した施設開放について ・施設整備面における安全確保について ・入所児童に対する安全管理についての指導について 2 緊急時の安全確保 ・不審者情報がある場合の連絡等の体制について ・不審者の立入りなどの緊急時の体制について	児童の安全確保通知	・体制等を全く整備していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 記録の整備	22 入所している者の処遇の状況の記録	入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していること。	児童福祉施設基準省令第14条	・帳簿を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
14 児童養護施設における禁止行為	23 児童養護施設における入所した児童の酷使の禁止	児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う設置目的に反して、入所した児童を酷使していないこと。	児童福祉法第34条第2項、第41条	・目的に反して入所した児童を酷使している。	C
15 入所した者を平等に取り扱う原則	24 差別的取扱いの禁止	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。	児童福祉施設基準省令第9条	・差別的取扱いをしている。	C
16 虐待等の禁止	25 虐待等の禁止	施設の職員は、入所中の児童に対し、次に掲げる行為をしていないこと。 1 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による1、2又は4に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児童福祉施設基準省令第9条の2 児童福祉法第33条の10	・職員が児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
	26 施設内虐待防止の措置状況	施設内虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、適切な措置を講じていること。 1 施設の職員の資質向上のための体制の整備 2 子どもの意見表明の機会及び施設運営の透明性の確保 3 各施設との連携体制の確保及び強化	施設内虐待防止通知	・必要な措置を全く講じていない（軽微な場合はB）。 ・措置が十分でないため虐待が発生した事例がある。	B・C C
	27 児童虐待の防止のための教育又は啓発状況	児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めていること。	児童虐待の防止等に関する法律第5条第5項	・児童又は保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
17 措置に関する報告	28 措置に関する報告状況	施設の長が、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、監護、教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとった場合、速やかに、そのとった措置について、当該児童等に係る入所給付決定又は児童福祉法第27条第1項第3号の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告していること。	児童福祉法第27条第1項第3号、第47条第3項・第5項	・都道府県又は市町村の長に報告していない（軽微な場合はB）。	B・C
18 職員の知識及び技術の向上	29 施設長の研修受講状況	施設長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けていること。 ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	児童福祉施設基準省令第22条の2第2項、第27条の2第2項、第42条の2第2項	・施設長が定期的に研修を受けていない（軽微な場合はB）。	B・C
	30 職員の研修状況	職員は、児童福祉法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	児童福祉施設基準省令第7条の2	・職員に対し、研修の機会を確保していない（軽微な場合はB）。	B・C
19 業務の質の評価等	31 業務の質の評価及び公表状況	乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていること。 社会的養護関係施設である乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設は、第三者評価を令和7年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしていること。 また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行っていること。	児童福祉施設基準省令第24条の3、第29条の3、第45条の3 社会福祉法第78条 第三者評価及び自己評価の実施通知	・業務の質の評価を全く行っていない（軽微な場合はB）。 ・定期的に第三者評価を受けていない。 ・業務の質の評価に係る結果を公表していない（軽微な場合はB）。 ・業務の質に係る改善を図っていない（軽微な場合はB）。	B・C C B・C B・C
20 その他	32 その他	その他利用者処遇に不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

※ 周知事項 ※

業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

児童福祉施設基準省令第9条の3

相模原市指導監査基準 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設編

～ 会 計 ～

令和7年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 管理組織の確立	1 現金等貴重品の保管状況	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	児童福祉行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2-1(2)オ 指導監督徹底通知5(6)エ	・管理者が定められていない。 ・管理が適切に行われていない（軽微な場合はB）。	C B・C
	2 内部けん制体制の確立及び機能の状況	内部けん制体制が確立され、適正に機能しているか。	指導監督徹底通知5(3)ア 児童福祉行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2-1(2)カ	・会計責任者を配置していない。 ・出納職員の監督を適切に行っていない（軽微な場合はB）。 ・会計責任者と出納職員が兼務しており、内部けん制組織を確立していない。 ・会計責任者が現金、預貯金等の残高確認等を行っていない（軽微な場合はB）。	C B・C C B・C
2 予算等の編成	3 予算等の編成	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 ※補正予算は年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合に、必要な収入及び支出について編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。	児童福祉行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2-1(1) 運用上の留意事項（課長通知）2(2)	・予算の編成時期が不適切である。 ・年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合（軽微なものを除く。）に、補正予算を編成していない。 ・予算又は補正予算の積算が不適切である（軽微な場合はB）。	C B B・C
3 計算書類等	4 会計帳簿等の作成状況	会計帳簿は、証憑に基づき作成され、会計責任者が、会計帳簿の内容及び帳簿と証憑の整合性を確認するなど、適正な会計処理を行っていること。また、証憑と会計伝票等を整理し保存していること。	指導監督徹底通知5(3)ア	・会計帳簿と、証憑が整合していない（軽微な場合はB）。 ・証憑と会計伝票等が整理保存されていない。	B・C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 運営費(措置費)(以下、「運営費」という。)の弾力運用	5 運営費の弾力運用	※ 弾力運用を行う場合、次に掲げる要件をすべて満たしていること。 要件4についてのみ要件を満たさない法人については、弾力運用課長通知問5に定めるところによる。 要件1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。 要件2 「児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年3月21日 成事第175号 支総第50号）」など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 要件3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。 要件4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。 (1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 (2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。	弾力運用局長通知1 弾力運用課長通知問5 指導監査要綱 苦情解決指針通知 第三者評価事業指針通知 児童福祉行政指導監査実施通知	・要件を満たさず弾力運用を行っている。	C
(1)要件をすべて満たしている場合	6 運営費の充当状況	【弾力運用局長通知3(1)】 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。	弾力運用局長通知3(1)	・当該施設の人件費、管理費及び事業費以外に充てられている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	7 運営費の積立及び使用状況	【弾力運用局長通知3(2)】 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 ①人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ②施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金	弾力運用局長通知3(2)	・人件費積立金、施設整備等積立金以外の積立を行っている。 ・使用計画を作成していない。 ・各積立金を理事会の承認を得ず目的外に使用している。	C C C
	8 特定目的積立金の明細表等作成状況	特定目的積立金として人件費積立金及び施設整備等積立金を積み立てる場合、積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。	9号通知3	・積立金の種別が適正でない。 ・明細表等を作成していない。	B B
	9 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息への充当状況	運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、次に掲げる同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当していること。 1 生活保護関係施設 2 老人福祉関係施設 老人福祉施設・老人居宅生活支援事業を行う施設等 3 介護保険関係施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設等 5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童養護施設 ・障害児入所施設等 7 社会福祉関係施設 授産施設	弾力運用局長通知3(3)	・対象とする借入金が不適切である。 ・民間施設給与等改善費として加算された額を超えて充当している。	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)要件4のみ満たしていない場合	10 サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)における預貯金の利息等の収入の充当先の状況	【弾力運用局長通知3(4)】 サービス区分において発生した預貯金の利息等の収入(以下、「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。	弾力運用局長通知3(4)	・充当先が適正でない。	C
	11 措置施設繰越特定預金の状況	措置施設繰越特定預金は、措置費等支弁対象施設の貸借対照表に計上している人件費積立金、施設整備等積立金の合計額と同額を計上していること。 また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理していること。	9号通知4	・特定目的積立金の合計額と同額が繰越特定預金として貸借対照表に計上されていない。 ・中区分を設けていない。	C B
	12 前期末支払資金残高の状況	【弾力運用局長通知4】 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。 (1)法人本部の運営に要する経費 (2)同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費 (3)同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費	弾力運用局長通知4	・理事会の承認なく前期末支払資金残高を経費に補填又は充当している。 ・認められた経費以外に補填又は充当している。	C C
	13 当期末支払資金残高の状況	【弾力運用局長通知4】 当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。	弾力運用局長通知4	・当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%を超えている。	C
	14 施設の整備等に係る経費の繰入れ状況	【弾力運用課長通知(問5)1(1)】 運営費について、施設の整備等に係る経費(同一法人が運営する措置費(運営費)等補助対象施設及び在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。))の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。	弾力運用課長通知(問5)1(1)	・限度額を超えて繰入れている。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	15 運用収入を繰入れる範囲	【弾力運用課長通知(問5)1(2)】 各サービス区分において発生した運営費の運用収入を施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に繰入れる範囲は、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。	弾力運用課長通知(問5)1(2)	・限度額を超えて繰入れている。	C
	16 運営費の積立及び使用状況	【弾力運用課長通知(問5)1(3)1】 長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。 なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。この場合の経理処理は、支出の目的に応じて各拠点区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。 ア 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 イ 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 ウ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 注：使用計画作成時の留意事項 ・人件費積立金は、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・修繕積立金は、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。 ・備品等購入積立金は、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。	弾力運用課長通知(問5)1(3)1	・人件費積立金、修繕積立金又は備品等購入積立金以外の積立を行っている。 ・使用計画を作成していない。	C C
	17 特定目的積立金の明細表等の作成状況	特定目的積立金として人件費積立金、修繕積立金及び備品等購入積立金を積み立てる場合、積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。	9号通知3 弾力運用課長通知(問5)	・積立金の種別が適正でない。 ・明細表等を作成していない。	B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 運営費の会計処理	18 各積立金の目的外使用に関する事前協議状況	各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に相模原市長と協議を行い、使用を認められていること。	弾力運用課長通知(問5)1(3)2	・使用を認められていないが目的外に使用している。	C
	19 措置施設繰越特定預金の状況	措置施設繰越特定預金は、措置費等支弁対象施設の貸借対照表に計上している人件費積立金、修繕積立金、備品等積立金の合計額と同額を計上していること。 また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理していること。	9号通知4 弾力運用課長通知(問5)	・特定目的積立金の合計額と同額が繰越特定預金として貸借対照表に計上されていない。 ・中区分を設けていない。	C B
	20 前期末支払資金残高の取崩しの事前協議状況	前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に相模原市長と協議を行い、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められた場合に使用することができる。 なお、自然災害その他やむを得ない事由により取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略できるものとする。	弾力運用課長通知(問5)2	・協議が必要な場合で、認められていないが取崩している。	C
	21 施設の土地、建物に係る支出状況	施設の土地、建物に係る支出は、施設拠点区分に計上するとともに、適正に計算された減価償却費を当該施設拠点区分の事業活動収支の部の支出として計上していること。 また、国庫補助金等特別積立金の取崩しについても、同様に経理していること。	9号通知2	・本部拠点区分(又はサービス区分)に計上している。	B
	22 支払資金の残高の管理状況	支払資金の残高については、施設拠点区分毎に管理していること。	9号通知3	・支払資金の残高を施設拠点区分ごとに管理していない。	B
	23 勘定科目区分	勘定科目については、会計基準に示した勘定科目に準拠して区分していること。 ※ 法人において2つ以上の勘定科目を1つにまとめたり、1つを2つ以上の科目に再区分する等の補正をしないこと。 なお、施設の都合上、小区分を設けることは差し支えない。	9号通知5	・勘定科目が会計基準に準拠していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 運営費の管理運用	24 各種補助金の取扱い	各種補助金は次のとおり適正に取り扱っていること。 1 社会福祉施設等整備費補助制度及び社会福祉施設等設備整備費補助制度による補助金は、施設拠点区分の収入として経理すること。 2 産休代替職員設置費補助制度等による補助金は、該当する施設拠点区分の補助金収入として取り扱うこと。 3 地方公共団体が独自に行っている補助制度による補助金については、当該補助金の交付目的等に従って次により取り扱うこと。 (1) 施設整備費又は施設整備に属する補助金については、施設拠点区分の収入とする。 (2) 経常経費に属する補助金については、交付目的を勘案のうえ帰属する拠点区分を決定し、当該拠点区分の収入とする。 4 民間補助事業による補助金についても前項に準じて取り扱うこと。	9号通知6	・ 補助金を適正に取り扱っていない。	B
	25 借入金に係る会計処理	借入金に係る会計処理は、使途目的に従って各拠点区分において経理を行っていること。 なお、施設整備等に係る借入金に係る収支は施設拠点区分の収入または支出として計上していること。	9号通知7	・ 使途目的に従って各拠点区分で会計処理していない。	B
	26 退職給与引当金繰入状況	退職給与引当金繰入は、施設拠点区分の支出として計上していること。	9号通知8	・ 施設拠点区分の支出として計上していない。	B
	27 運営費の管理・運用	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実にかつ換金性の高い方法により行っていること。	弾力運用局長通知5(1)	・ 安全確実にかつ換金性の高い方法により管理運用していない（軽微な場合はB）。	B・C
	28 運営費の同一法人内における他のサービス区分等への資金の貸借	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。	弾力運用局長通知5(2)	・ 年度内における精算が行われていない。	C
	29 運営費の同一法人外への資金の貸付け	運営費の同一法人外への資金の貸付けは行っていないこと。	弾力運用局長通知5(2)	・ 年度内精算していない。 ・ 法人外に貸付している。	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 児童に係る金銭の管理 ※乳児院及び児童養護施設	30 入所児童の金銭の管理	施設利用者から預かっている金銭等は、施設に係る会計とは別途管理していること。 施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理していること。 (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。	運用上の留意事項(課長通知)1(3) 指導監督徹底通知5(4)エ 児童福祉施設基準省令第12条の2	・児童に係る金銭の管理を適切に行っていない。	C
8 その他	31 その他	会計に関し、不適切な事項がないこと。		・会計に関し、不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C